

## 公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（平成 14 年 9 月 25 日付け 14 監技第 260 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（平成 15 年 1 月 29 日付け 14 監技第 412 号）に示すとおりです。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

平成 29 年度発電施設運転管理・巡視点検業務委託

#### (2) 業務の目的

本業務は、長野県企業局で運転監視している水力発電所（16 か所）の運転管理及び巡視点検等を効率的に行い、適正な運転制御、迅速な故障復旧により発電量の増大に資することを目的とする。

#### (3) 業務内容

運転管理業務 一式（南信制御所、北信制御所及び高遠ダム管理所から行うことを基本とする）

巡視点検業務 一式（管内 16 発電所の電気設備及び水力設備の巡視点検）

障害一次対応 一式（故障発生時に現場に直行し、一次的な障害復旧を行う）

その他、詳細は特記仕様書による。

#### (4) 技術提案を求める具体的内容

##### ① 技術力

最新の技術を用いた効率的な維持管理方法

##### ② 業務履行

H29.4.1 からの確実な業務履行の方法

##### ③ 危機管理体制

緊急対応時などにおける人員確保の方法

##### ④ 企業局の管理技術の維持

企業局人材の管理技術を維持するための事業者の取組方法

##### ⑤ 地元への貢献

地元雇用や、地域の活動への参加雇用を通じた地域貢献に関する提案

#### (5) 履行期限 平成 32 年 3 月 31 日

#### (6) 業務実施上の要件

##### ① 現場説明会

【北信発電管理事務所関係】

・日時 平成 28 年 11 月 9 日（水） 午前 10 時 00 分から

・場所 北信発電管理事務所（長野県長野市川中島町四ツ屋 1 0 0）

【南信発電管理事務所関係】

- ・日時 平成 28 年 11 月 9 日（水） 午後 2 時 30 分から
- ・場所 南信発電管理事務所（長野県伊那市狐島 3 8 0 2 - 2）

② 技術的留意事項

- ア 受託事業者は、業務の履行にあたり、電気事業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、その他関係法令等を遵守しなければならない。
- イ 本業務の実施にあたっては、通年対応できる総括責任者、副総括責任者を定めるとともに、各現地事務所に事業場責任者を配置し、県と十分な協議・調整を行い作業を進めること。

(7) その他

- ア 契約日から平成 29 年 3 月 31 日までの引継ぎ期間中の業務に要する費用は、受託者の負担とする。
- イ 受託期間終了時には、後継者に対し業務の履行に支障をきたすことのないように、研修、引継ぎを行わなければならない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札参加する者の資格（昭和 59 年長野県告示第 60 号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が A に格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。
- (7) 県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (9) 同種または類似の業務の実績を有すること。
- (10) 当該業務の実施体制
  - ① 総括責任者として、次のいずれかに該当する者を配置し、副総括責任者として他方に該当する者を配置すること。

なお、総括責任者がいずれにも該当する者であるときは、副総括責任者を兼任できる。
  - ア 電気事業法第 44 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に規定する電気主任技術者免状の交付を受けている者

イ 電気事業法第44条第1項第4号又は第5号に規定するダム水路主任技術者免状の交付を受けている者

② 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。

(11) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(12) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

①登録状況

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格に基づく登録状況を記載すること。

②保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

(7) 配置予定の技術者について記載すること。

(イ) 記載する資格は、電気主任技術者またはダム水路主任技術者とする。

(ウ) 再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

③同種または類似の業務の実績

(7) 日本国内における水力発電所の運転管理及び巡視点検業務について、1年以上の業務委託の単独又は複数者構成代表構成員での実績を有する者であること。

(イ) 「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成18年4月1日から平成28年3月31日までに受託した業務が該当する。

(ウ) 「業務実施にあたり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。

④当該業務の実施体制

(7) 総括責任者として、次のいずれかに該当する者を配置し、副総括責任者として他方に該当する者を配置し記載すること。

なお、総括責任者がいずれにも該当する者であるときは、副総括責任者を兼任できることとする。

ア 電気事業法第44条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する電気主任技術者免状の交付を受けている者

イ 電気事業法第44条第1項第4号又は第5号に規定するダム水路主任技術者免状の交付を受けている者

(イ) 総括責任者及び副総括責任者を選任し、南信制御所及び北信制御所にそれぞれ事業場責任者を専任として配置し記載すること。ただし、事業場責任者は、総括責任者または副総括責任者と兼任することを妨げない。

⑤一般競争入札又は指名競争入札参加する者の資格の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する登録通知、契約書及び資格者証等の写しを添付すること。

⑥提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局電気事業課

電話 026-235-7375

ファックス 026-235-7388

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成28年11月17日(木)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

② 提出場所 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で5(4)の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格登録状況	・登録されているか
2 配置予定の技術者	・技術者の状況	・有資格の職員がいるか
3 同種業務の実績	・同種業務の内容	・同種業務の実績があるか
4 複数者構成の予定	・複数者構成の内容	・複数者構成の内容は適正か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 提出があった技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由(非特定理由)を書面により、長野県企業局電気事業課長から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない)に、書面(任意様式)により長野県企業局電気事業課長に対して非特定理由について説明を求められることができる。

ウ 非特定理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない)に書面により回答する。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、時間及び方法並びに回答方法

(ア) 受付場所 3 (5) に同じ

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで(休日を除く。)

(ウ) 受付方法 FAX又は電子メールによる。なお、到達したことを電話で3 (4) の担当部署に確認すること。また、請求書面(A4版)には、回答を受ける担当者、電話番号及びFAX番号又は電子メールアドレスを併記すること。

(エ) 回答方法 FAX又は電子メールによる。

(8) その他の留意事項

① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴の状況等

業務経歴は、掲示の日から過去10年以内(平成18年4月1日から平成28年3月31日まで)に日本国内において受託した水力発電所の運転管理及び巡視点検に関する業務を対象とする。

イ 技術者動員計画

技術者の職種区分は適宜設定し、必要人員(県内雇用者及び移住者(予定者含む))を計上すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、業務経歴及び同種業務の実績については、これを証する契約書、資格者証の写し等を添付すること。

オ 業務に係る費用とその内訳、積算内容が分かるように記載すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く)

③ 受付方法 FAXまたはメール等とする。

④ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答する。

・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 28 年 11 月 24 日（木）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）
- ② 提出場所 3（4）に同じ。
- ③ 提出部数 1 部
- ④ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 5（4）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

（6）技術提案書のヒアリングに関する事項

ヒアリングを以下により実施する。

- ア ヒアリング予定日 平成 28 年 12 月 8 日（木）（予定）
- イ ヒアリング場所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県庁（予定）
- ウ ヒアリングの実施時間 技術提案書の提出者ごとに 30 分間程度
- エ その他 ヒアリングに関する詳細については、技術提案書の提出者に書面により別途通知を行う。

（7）技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表（様式 9-1）は、契約締結後、公表するものとする。（但し、業者名は特定した業者名のみ公表）

評価項目	評価事項	評価の視点
配置予定の技術者の資格、業務経歴及び事業者業務実績	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
	同種・類似業務の実績	・豊富な同種・類似の受注実績があるか
動員計画及び費用	技術者動員計画、費用	・効率的な技術者動員計画（費用）となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容	技術力（最新の技術を用いた効率的な維持管理方法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか</li> <li>・独創性に優れた内容であるか</li> <li>・地域の課題や実情を反映し、提案項目に適合した実現可能な提案であるか</li> </ul>
	業務履行（29 年 4 月 1 日からの確実な業務履行の方法）	
	危機管理体制（緊急対応時などにおける人員確保の方法）	
	企業局の管理技術の維持（企業局人材の管理技術を維持するための事業者の取組方法）	
	地域貢献（地元雇用（移住含む）や、地域の活動への参加）	
改善・改革	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する	・常によりよい体制等に関する提案があるか
費用と技術提案の整合性	採点すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評点の合計結果		

（注 1）上記を基準に、工事の内容に応じて設定すること。

（注 2）配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者 1 名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、書面により、長野県企業局電気事業課長から特定した旨の通知を行い、別途契約を締結する。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出があった技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由（非特定理由）を書面により、長野県企業局電気事業課長から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面（任意様式）により長野県企業局電気事業課長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 非特定理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、時間及び方法並びに回答方法

(7) 受付場所 3(4)に同じ

(8) 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

(9) 受付方法 FAX又は電子メールによる。なお、到達したことを電話で6(4)の担当者に確認すること。また、請求書面（A4版）には、回答を受ける担当者、電話番号及びFAX番号又は電子メールアドレスを併記すること。

(10) 回答方法 FAX又は電子メールによる。

(10) その他の留意事項

① 提出された技術提案書は、返却いたしません。

② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

⑤ 技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知します。

⑥ 上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下休日という。）を含まない。）以内に、書面により電気事業課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

⑦ 非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答します。

5 その他

(1) 特定した者との間で、別に契約書の作成を要します。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(4)に同じです。

(3) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。

(4) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者の変更は、原則認められませんが、病休、死亡、退職、その他の事情に伴い、変更後の技術者が同等以上の技術力を有すると発注者が認めた場合は、変更できることとします。

- (5) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (6) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (7) 本案件に係る情報の取扱いについては、長野県公募型プロポーザル方式施行に係る情報の取扱要領（平成 22 年 3 月 29 日 21 建政技第 417 号）によります。